

子宮頸がん予防ワクチンに係る医療体制の充実と速やかな救済の実  
行を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種の対象となったものの、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛等が見られたことから、同年6月以降は積極的な勧奨が中止され、現在に至っている。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状でいまだに苦しむ方も多く、その治療においては、患者に寄り添い研究を行う医師を国が支援し、適切な医療を提供できる体制の確保が必要となる。子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状の治療においては、患者への理解が促進され、受診しやすい環境が整えられることが求められている。

また、健康被害救済においては、症状が多岐にわたりさまざまな医療機関で受診していることや、申請書の準備、審査機関による確認等が長期化するなど支給決定までに時間を要し、申請者の負担が大きくなっている。

さらに、ワクチンの接種については安全性に不安を感じている市民に向けて、不安を解消するために十分な情報提供が求められ、そのためには、接種後の状況について接種者にアンケートをとるなど、全国的な調査が必要である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1 患者に寄り添い研究を行う医師を国が支援し、適切な医療を提供できる体制を確保すること。

2 患者が受診しやすい環境整備など医療体制の充実及び健康被害救済の審査の迅速化を図ること。

3 子宮頸がん予防ワクチン接種者の健康状態確認と被害の実態把握のための調査を行い、その結果等について広く市民に情報提供すること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長  
松本 研